

## 「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」

要求提出!



## 解明要求申し入れる!

本日、「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」解明要求を申し入れました。12月7日に本社より提案を受け、この間、各地本、部会・分科会と議論を重ねてきました。「本体に技術力をどう残していくのか」「設備21の検証と業務の効率化がもたらす弊害」等職場から議論を巻き起こしましょう!

解明項目は以下の通りです。

1. 部外からの受託工事に関する業務の集約について、集約する受託工事内容を明確にすること。
2. 受託工事を集約した場合に、土木技術センターにて実施する業務を明確にすること。また、支社においてグループ配置を変更する箇所と内容を明らかにすること。
3. 土木技術センターの業務執行体制の一部変更について、現行の体制よりも効率的になる根拠を明確にすること。
4. 構造物管理グループ（仮称）の組織体系を明確にすること。
5. 建築工事計画業務の集約について、建築技術センターと支社担当課との役割分担を明確にすること。
6. 支社と建築技術センターの統合について、今回長野、秋田両支社を選定した根拠を明確にすること。
7. 建築設備センター（仮称）の行う業務を明確にすること。また、建築設備センター（仮称）と支社担当課との役割分担を明確にすること。
8. 見積査定業務の効率化について、具体的な手法と運用の指針を明確にすること。
9. 集約工事の規模や対象件名等詳細を明確にすること。
10. 部外能力活用について、対象となる工事の詳細を明確にすること。
11. 工事管理業務の委託について、対象となる工事と、委託の詳細を明確にすること。
12. 土木・建築関係において、今後計画されている大規模修繕工事、プロジェクト工事件名を示すこと。
13. この施策実施によって発生する要員効果を明らかにすること。また、要員の運用に関して明らかにすること。

設備21の検証と、設備職場の将来について職場から議論をつくりあげよう!!